

# 広島空港アクセス尾道路線利用促進業務 公募型プロポーザル説明書

## 1 業務概要

### (1) 業務の目的

本業務は、広島空港アクセス尾道路線（以下「尾道路線」という。）において、尾道路線の利用促進に向けて、マスメディア・インターネットメディアを活用した効果的かつ戦略的な広報、広告、プロモーション等を展開することにより、尾道路線に対する認知及び興味・関心を向上させ、もって潜在的利用者の掘り起こしを図るものである。

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

### (4) 予算額

5,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 2 注意事項

### (1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和5年9月13日（水） 午後5時

### (2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和5年9月19日（火） 午後5時

### (3) 上記(2)に対する回答日等

令和5年9月21日（木）に、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

### (4) 提案書提出場所及び期限

#### ア 提案書提出場所

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 北館2階

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内）

担当者：杉原、山本

電話（082）513-4014（ダイヤルイン）

電子メール [dokukou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokukou@pref.hiroshima.lg.jp)

#### イ 提案書提出期限

令和5年9月26日（火） 午後5時

### (5) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）について

ア 申請書及び前号に定める必要な書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

イ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

ウ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。（民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。）

- (6) 仕様書及び図面（以下「仕様書等」という。）について
- ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2 (2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、書面により提出すること。
  - イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。
- (7) 最優秀提案者等として選定されなかった者に対する理由説明等について
- ア 最優秀提案者等として選定されなかった者に対しては、その旨を書面により通知する。
  - イ 上記の通知を受けた者は、広島空港振興協議会に対してその理由説明を求めることができる。
  - ウ この説明を求める場合は、令和5年10月12日（木）までに、その旨を記載した書類を提出すること。
  - エ 上記に対する回答は、令和5年10月16日（月）までに、書面により行う。
- (8) 支払条件
- 業務完了後の一括払いとする。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨に限る。
- (10) 参加者の負担について
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (11) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。
- (12) 提出された提案書について
- ア 提出された提案書は返却しない。
  - イ 提案書は本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

### 3 提案書の審査について

#### (1) 審査方法

提出された提案書に基づくプレゼンテーション審査とする。広島空港振興協議会が設置する公募型プロポーザル選定委員会が審査し、審査基準に定める要件を満たし、かつ最も高い評点を得たものを最優秀提案者として決定する。ただし、公募型プロポーザル参加希望者が多数の場合は、事前審査（書面審査）を実施するものとする。

ア 日 時：令和5年10月6日（金）

※具体的な時間帯、会場等の詳細については、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。

イ 場所等：広島県庁（広島市中区基町 10-52）

※WEB会議システム（Zoom）による参加も可能とする。

ウ 時 間：1 提案者当たりの説明時間は30分を予定し内訳は次のとおりとする。

プレゼンテーション：15分

質疑応答：15分

- エ 参加者：主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。
- オ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の配付は認めない）。なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

(2) 審査基準

別添「広島空港アクセス尾道路線利用促進業務 公募型プロポーザル 審査基準及び配点表」により審査する。

(3) 結果の通知

審査結果は令和5年10月10日（火）に、申請書に記載された電子メールアドレスに電子メールで通知する。なお、事前審査（書面審査）を実施した場合は、10月2日（月）までに同様の方法により通知する。

4 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(3) 契約保証金

公告に定めるとおり

(4) 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約

適用なし

5 添付書類

- 公告の写し
- 公募型プロポーザル参加資格確認申請書の様式
- 広島空港アクセス尾道路線利用促進業務 企画提案書作成要領
- 広島空港アクセス尾道路線利用促進業務 委託公募仕様書
- 仕様書等に対する質問書の様式
- 広島空港アクセス尾道路線利用促進業務 公募型プロポーザル 審査基準及び配点表

**【問い合わせ先】**

広島空港振興協議会事務局（空港振興課内） 担当 杉原、山本

電話 (082) 513-4014(ダイヤルイン)

電子メール [dokukou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:dokukou@pref.hiroshima.lg.jp)